

ソフト・ライフ株式会社行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産前産後休業中及び育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月 ～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年4月 ～ 目標達成に向けて相談体制の整備、研修等の準備
- 令和3年9月 ～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布
- 令和3年12月 ～ 研修の実施
- 令和4年12月 ～ 定期的な周知の実施